



平成 30 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高柳 浩二
(コード：8028 東証・名証第一部)

株式会社ドンキホーテホールディングス株式（証券コード：7532）に対する公開買付けの開始予定 及び子会社の異動を伴う株式の譲渡に関するお知らせ

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「ユニー・ファミリーマートHD」又は「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の完全子会社（以下「公開買付者」といいます。）が株式会社ドンキホーテホールディングス（東京証券取引所市場第一部、証券コード：7532、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること及びユニー・ファミリーマートHDの連結子会社であるユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）株式の全てを対象者に譲渡すること（以下「本譲渡」といいます。）に係る株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結することについて決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、公開買付者の詳細については、現時点で未定です。詳細が決まりましたらお知らせ致します。

本公開買付けにつきましては、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと等（注）の前提条件が充足された場合に速やかに実施することを予定しております。本日現在、ユニー・ファミリーマートHDは、公開買付者をして、平成 30 年 11 月上旬には本公開買付けを開始せしめることを目指しております。対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねることについて決議したとありますが、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、公開買付者の詳細を含め、本公開買付けの内容については、本日現在一部未確定の部分があるため、対象者の取締役会は、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議を行う予定とのことです。なお、本日現在で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）の審査手続等は完了しておりませんが、本公開買付けの開始までに又は遅くとも本公開買付けの開始後遅滞なく完了できる見込みです。仮にかかる見込みに変更がある場合には、本公開買付けの開始時期の延期又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を行う場合があります。

また、ユニー・ファミリーマートHDと対象者は、本公開買付けの成立後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、本公開買付け後においても対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される予定です。

（注）本公開買付けにつきましては、上記①のほか、②司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、③対象者に関する未公表の重要事実（法第 166 条第 2 項に定める重要事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第 167

条第2項に定める事実をいいます。)が存在しないこと、及び、④対象者又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを実施の前提条件としております。

なお、本譲渡と本公開買付けとはそれぞれ別個独立の取引であり、他方の取引の前提条件とはなっていないため、いずれか一方の取引の全部又は一部が予定どおりに完了しない場合でも、他方の取引は実施されることがあります。

また、本譲渡及び本公開買付けの実施後、当社は平成31年5月の定時株主総会に向けて、当社の社名変更及び当社グループの再編等の持株会社体制の見直しの検討を進める予定です。本件につきましては、決定次第お知らせ致します。

I 本公開買付けの開始予定

1. 買付け等の目的等

(1) 買付け等の目的

ユニー・ファミリーマートHDは、本日開催の同社の取締役会において、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者との間で、本日付で本株式譲渡契約（なお、本株式譲渡契約の内容につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」及び「II 子会社の異動を伴う株式の譲渡」をご参照ください。）を締結するとともに、対象者を持分法適用関連会社とすること（以下「本取引」といいます。）を目的として、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと等一定の事項が充足されたことを本公開買付けの開始の前提条件として、公開買付者をして、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施せしめることを決議致しました。

本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者を持分法適用関連会社とすることを目的として本公開買付けを行うものであることから、本公開買付けにおいては、32,108,700株（注1）（所有割合（注2）：20.17%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じです。))を買付予定数の上限とすることを予定しております。当該買付予定数の上限は、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を安定的に持分法適用関連会社とするために必要最小限の株式数として、対象者の発行済新株予約権の個数及び過去3年間の新株予約権の発行量を踏まえた今後の新株予約権の発行も勘案したうえで算出した数です。公開買付者が本公開買付けにより対象者株式32,108,700株を取得した場合、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者の総株主の議決権の数（注3）の20%以上を保有することになります。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（32,108,700株（予定））を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定する予定はありませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（32,108,700株（予定））以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注1）本公開買付けにおける買付予定数の上限（32,108,700株（予定））は、対象者が平成30年9月26日に提出した第38期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された平成30年6月30日現在の発行済株式総数（158,193,160株）に同日現在の新株予約権（9,791個）から平成30年7月1日以降同年10月10日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使（3個）及び消滅（9個）による減少（計12個）を除いた数の新株予約権（9,779個）の目的となる対象者株式の数（979,200株）並びに上記において行使された新株

予約権（3個）に付与された対象者株式の数（300株）及び今後の新株予約権の新規発行可能性を勘案した一定の株式数（1,393,400株）を加算し、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,633株）を控除した株式数（160,561,427株）に対して、20.00%（対象者の総株主の議決権の数に対して20.30%）に相当する株式数を記載しておりますが、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において入手可能な最新の数値を踏まえ、最終的な買付予定数の上限を決定する予定です。

（注2）「所有割合」とは、対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の発行済株式総数（158,193,160株）に同日現在の新株予約権（9,791個）から平成30年7月1日以降同年10月10日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使（3個）及び消滅（9個）による減少（計12個）を除いた数の新株予約権（9,779個）の目的となる対象者株式の数（979,200株）及び上記において行使された新株予約権（3個）に付与された対象者株式の数（300株）を加算し、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,633株）を控除した株式数（159,168,027株）に対する割合をいいます。

（注3）対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の総株主の議決権の数をいいます。

対象者が本日公表した「ユニー株式会社の株式取得（子会社等の異動）及びユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の完全子会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねることについて決議したとのことです。

なお、対象者は、本日開催の取締役会において、商号を「株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス」に変更することを決議しているとのことです。かかる商号の変更のための定款の一部変更の詳細につきましては、本日付で対象者が公表した「商号の変更のための定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ」をご参照ください。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの目的及び背景

ユニー・ファミリーマートHDの前身である株式会社ファミリーマート（以下「旧・ファミリーマート」といいます。）は、昭和62年12月に東京証券取引所に株式を上場しております。平成28年9月に、ユニーグループ・ホールディングス株式会社（当時、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第一部に上場）との間で、旧・ファミリーマートを存続会社とする吸収合併による経営統合を行い、純粋持株会社体制へ移行するとともに、商号をユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に変更しております。ユニー・ファミリーマートHDは、ユニー・ファミリーマートHD、子会社35社、関連会社及び共同支配企業25社の計61社（平成30年8月31日現在）から成る企業グループを構成しており、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）を主力としたコンビニエンスストア事業（以下「CVS事業」といいます。）、ユニーを主力とした総合小売事業（以下「GMS事業」といいます。）及びその周辺事業を展開しております。

CVS事業においては、国内で約17,000店舗のネットワークを有しております。サークルK・サンクスブランドのファミリーマートへのブランド転換を進め、本年11月の完了を予定しております。また、「中食構造改革」、「マーケティング改革」及び「オペレーション改革」の3大改革を推進し、統合効果の更なる発揮を目指して取り組んでおります。

GMS事業においては、総合小売業態の「アピタ」や、スーパーマーケット業態の「ピアゴ」といった各地域において顧客のニーズに即した小売店舗を展開・運営しており、お客様の生活をより豊かにすることを目標にしております。

一方、対象者は、平成10年6月に東京証券取引所に株式を上場しております。対象者は、日用雑貨品等の卸売販売及び小売販売を目的とする株式会社ジャストとして昭和55年9月に設立されまし

たが、平成元年3月に消費者に良い品をより安く販売するため、東京都府中市にドン・キホーテ府中店を1号店として開設し、主たる事業形態を卸売業から小売業へ変更し、平成7年9月に株式会社ドン・キホーテに商号を変更して以来、「ドン・キホーテ」ブランドを中心としたディスカウントストアを中心に、日本に379店舗、米国に37店舗及びシンガポールに2店舗（平成30年6月30日現在）を展開しております。対象者は、平成25年12月に、会社分割により純粋持株会社体制へ移行するとともに、商号を株式会社ドンキホーテホールディングスに変更しております。対象者は、現在、連結子会社52社、非連結子会社18社、持分法適用関連会社2社及び持分法非適用関連会社3社（平成30年6月30日現在）から成る企業グループを構成しており、「ドン・キホーテ」、「ピカソ」、「MEGAドン・キホーテ」などといったディスカウントストアの展開・運営を主要事業としたリテール事業と、所有店舗の一部をテナントに賃貸するテナント賃貸事業を営んでおります。

我が国の小売業界は、総人口の減少による市場規模の縮小や、Eコマースの拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化、消費者の低価格志向の継続、店舗や物流における人手不足等により、厳しい経営環境が続いており、また、消費者ニーズの多様化や選別消費の傾向がますます強まっております。このような状況において、今後の小売業は、消費者の変化するニーズに対応する魅力的な店作りや販路の多様化、より優れた商品開発と仕入れ、競争力のある価格設定が求められ、また、店舗オペレーションの効率化や商流の合理化をはじめとして、より効率的な経営をすることが求められております。

ユニー・ファミリーマートHDと対象者は、このような厳しい経営環境の下、小売業を営む両社において、両社グループの主力業態が異なることから競合関係が少なく、グループの垣根を越えて両社それぞれの経営資源や独自の強み・ノウハウを活かした協業や相互補完効果が期待できると考えたことから、平成29年6月13日に両社の業務提携に向けて検討を開始致しました。その後、ユニー・ファミリーマートHDと対象者は、小売業態における協働、商品の共同開発及び仕入れ、物流機能の合理化及び海外市場や新業態開発での協働等の連携内容を協議した結果、平成29年8月24日に、基本合意書を締結致しました。その際、業務提携の推進に加えて、ユニー・ファミリーマートHDのGMS事業を力強く成長させるためには、食品事業等、ユニーの従来強みについてさらに磨きをかけつつ、当社が対象者の強みと考える若年層を含めた幅広い客層からの支持、アミューズメント性の強い時間消費型の店舗展開（商品購入だけでなく、アミューズメント感覚で滞在する時間を楽しんでもらう店舗）、ナイトマーケットやインバウンド市場への対応等のノウハウも活用していくことが、ユニーの中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、また、対象者においても、今後の重要商圏の一つと考えている中京圏に大きな存在感を有し、ファミリー層を中心とした500万人規模の会員基盤を有するユニーを対象者グループに取り込むことで、対象者の企業価値の向上にも資すると判断するに至り、業務提携による協業のみならず、資本を含めた緊密な連携を行うことを決定し、平成29年8月31日には、ユニー・ファミリーマートHDと対象者との間で、業務提携契約を締結するとともに、同年11月21日にその所有するユニー株式100%の内、40%を対象者に譲渡致しました。

かかる業務提携契約に基づき、ユニーと対象者との間で、アピタ及びピアゴ既存6店舗について当社とのダブルネーム店舗の開発に取り組んで参りました。平成30年2月～3月にかけて当該6店舗を、ユニーの従来からの強みである食品事業と対象者が持つアミューズメント性の強い時間消費型店舗のノウハウを融合させた「MEGAドン・キホーテUNY」に店舗形態を転換して新たにオープンするに至りました。当該6店舗は、かかる転換後の平成30年3月～8月の6ヶ月間において、累計の売上高が昨年同時期の68億円から132億円と昨対比約190%を、6店舗累計の一日当たりの平均客数が約20,000人から約32,000人と昨対比約160%を記録するなど、大幅な成長をみせていると考えております。

今般、ユニー・ファミリーマートHDと対象者との間で業務提携が開始されて約1年が過ぎ、大型小売店舗の運営ノウハウに強みを持つ対象者との協業を経て、店舗形態を転換したユニー店舗が転換後6ヶ月を経て確実に成長していることを確認することができたユニー・ファミリーマートHDと対象者は、改めて、平成30年8月下旬よりユニーの資本関係の在り方について協議を開始し、協議を続けた結果、今後は、ユニーが対象者の完全子会社となることで対象者とより深いパートナーシップを組み、更なる店舗オペレーションの改善及び商流の効率化並びに多様化する顧客ニーズに対する迅

速な対応施策の打ち出しを実現していくことによって、ユニーの企業価値を更に向上させることが可能になると判断し、本日、ユニー・ファミリーマートHDが所有するユニー株式の残り全てを対象者に譲渡することを決定し、本株式譲渡契約を締結致しました。詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」及び下記「II 子会社の異動を伴う株式の譲渡」をご参照ください。なお、本公開買付け実施後の業務提携に係る方針や具体的内容については、今後対象者との間で協議していく予定です。

なお、対象者は、本譲渡に際して必要な資金について、株式希薄化による資本効率低下の回避と財務健全性の維持・向上を考慮の上で、手元資金及び金融機関からの借入に加え、ハイブリッドファイナンスにより調達を行うこととし、新株発行を伴う資金調達は予定していないとのことです。ハイブリッドファイナンスは、負債であることから株式の希薄化は発生しない一方、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有する資金の調達であり、対象者では格付機関（株式会社日本格付研究所）より、ハイブリッドファイナンスによる調達額の一定割合に対して資本性の認定を受けられることを想定しているとのことです。

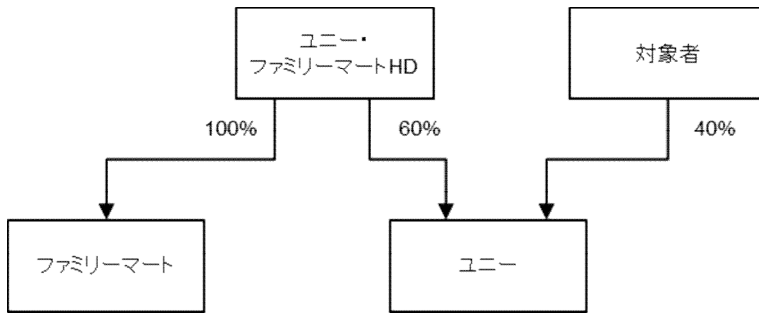
また、ユニー・ファミリーマートHDと対象者の協業は、ユニー・ファミリーマートHDのGMS事業のみにとどまらず、CVS事業においても連携を実現しております。具体的には、ドン・キホーテ店舗の品揃えや売場づくり・運営手法を取り入れ「お買い物の楽しさ」を追求した共同実験店舗として、平成30年6月に、「ファミリーマート立川南通り店」、「ファミリーマート大鳥神社前店」及び「ファミリーマート世田谷鎌田三丁目店」をリニューアルオープンし、両社に強みのある商品を展開したこと等によりリニューアルオープン前の日商を上回るなど、現在好調な成績を収めております。

今後、小売業を取り巻く環境は、総人口減少による市場規模の縮小や店舗や物流における人手不足による人件費水準の上昇により、更に厳しくなる一方で、消費者の選別消費の傾向がますます強くなる状況において、消費者にとってより魅力のある商品をより競争力のある価格で提供していく必要性が高まっております。そのため、魅力的な店作りや販路の多様化、より優れた商品開発と仕入れ等のオペレーションの効率化及び経営資源の効果的活用を一定規模で実現していく必要があります。これらの実現のためには、ユニー・ファミリーマートHDは、従前の業務提携から更に一歩進め、対象者に対し投資を行い持分法適用関連会社化することで、新たにユニーを含めた対象者グループと更に関係を強化し一体となって、存在感のある流通グループを育てていくことが、必要不可欠と考えるに至りました。対象者、ユニー及びファミリーマートの3社の総売上は4兆7,000億円規模となり、今後各社の強み・ノウハウの共有について業態を超えて継続するとともに、共同での商品開発、仕入れ、販促を更に進めていくことで、競争力を高め、収益力の強化に取り組んで参ります。またデータマーケティング等顧客基盤の構築、金融サービス等の分野でも協業を進め、お客様のニーズに合った、より魅力的な商品・サービスを提供することを目指しております。加えて海外事業の展開においても、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者グループに加え、ユニー・ファミリーマートHDの親会社である伊藤忠商事株式会社の海外ネットワークの活用も検討し、共同での海外展開も検討してまいります。

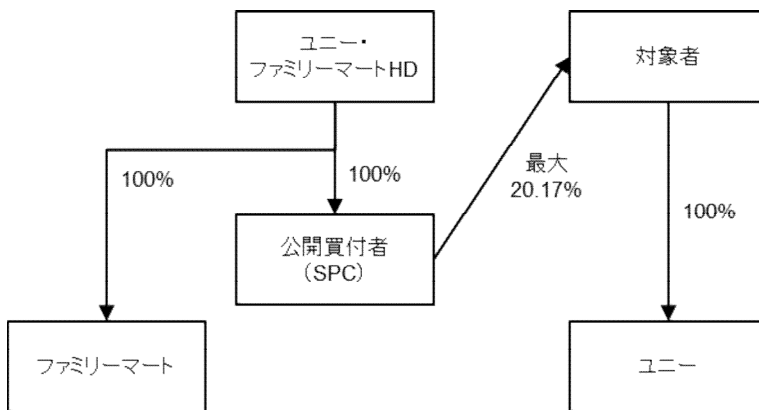
以上の背景により、平成30年9月上旬に、ユニー・ファミリーマートHDから対象者に対し、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とした、本公開買付けの実施を提案し、対象者との間で慎重に協議・検討を行った結果、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者を持分法適用関連会社とすることを目的として、対象者株式に対する本公開買付けを通じ、公開買付者をして対象者株式の32,108,700株（所有割合：20.17%）を買付予定数の上限として取得せしめることを決定致しました。

また、上記のとおり、ユニー・ファミリーマートHDは、本譲渡も併せて決定しております。本公開買付け及び本譲渡の実施後のユニー・ファミリーマートHD、対象者及びユニーの資本関係については以下のとおりです。

(現状)



(本譲渡及び本公開買付け後のイメージ図)



なお、対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、平成 29 年 8 月 31 日にユニー・ファミリーマートHDとの間で業務提携契約を締結した後、ディスカウントストア事業、GMS 事業、CVS 事業の業態の垣根を超えた連携の機会を模索し続けたとのことです。

その後、対象者とユニーの間では、アピタ及びピアゴの既存 6 店舗について、対象者とユニーとのダブルネーム店舗の開発に取り組んだとのことです。その結果、平成 30 年 2 月～3 月にかけて当該 6 店舗を、ユニーの従来からの強みである食品事業と、対象者が持つアミューズメント性の強い時間消費型店舗のノウハウを融合させた「MEGAドン・キホーテUNY」に店舗形態を転換して新たにオープンするに至ったとのことです。そして、当該 6 店舗は、かかる転換後の平成 30 年 3 月～8 月の 6 ヶ月間において、累計の売上が昨年同時期の 68 億円から 132 億円と昨対比約 190%を、6 店舗累計の一日当たりの平均客数が 20,000 人から 32,000 人と昨対比約 160%を記録するなど、大幅な成長をみせていると考えているとのことです。今回のダブルネーム店舗の実績は、本件をモデルケースとしたユニーとの更なる連携強化について大きな期待を持てる結果となったとのことです。

また、対象者とユニー・ファミリーマートHDの協業は、GMS 事業のみにとどまらず、CVS 事業においても実現しております。平成 30 年 6 月には、地域のニーズに合わせた品揃えや圧縮陳列における魅力的な売場づくり等のノウハウを駆使し、リアル店舗ならではの「お買い物の楽しさ」を追求したファミリーマート型の共同実験店舗を東京都内にて 3 店舗オープンし、両社に強みのある商品を展開したこと等によりリニューアルオープン前の日商を上回るなど、現在好調な成績を収めております。

上記のとおり、対象者及びユニー・ファミリーマートHDは平成 29 年 8 月 31 日以降の業務提携を通じて、両社の連携における成功モデルを創出して参りました。

しかしながら、小売業界全体を俯瞰すると、Eコマースの更なる台頭や少子高齢化の進展等の影響等により、経営環境の変化の波が訪れようとしており、このような厳しい環境の中で生き抜くために

は、対象者、ユニー及びファミリーマートの3社で総売上4兆7,000億円の国内リテール第3位（小売業を営む他社IR資料より算出。平成30年2月期のファミリーマート単体（加盟店売上高を含みます。）とユニー単体の営業総収入の合計額は3兆7,288億円。平成30年6月期の対象者の連結売上高は9,415億円。）の規模となる経済圏を構築し、かつ各社の強み・ノウハウの共有を、業態を超えて継続していくことで、将来の急激な変化にも対応可能な体制を強化することが必要不可欠だと対象者は考えるに至ったとのことです。

そのような背景から、平成30年9月上旬に、ユニー・ファミリーマートHDから対象者に対し、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とした、本公開買付けの実施を提案し、対象者、ユニー・ファミリーマートHD及びユニーの間のシナジーを最大限に発揮するという観点で、3社間で適切な組織形態について協議・検討を重ねて参りました。その結果、対象者は、対象者とユニー・ファミリーマートHDの現在の業務提携関係を超えて、今回新たに対象者がユニー・ファミリーマートHDの持分法適用関連会社となり、ユニー・ファミリーマートHD及びその親会社である伊藤忠商事株式会社の経営資源を共有しながら、両社の連携をより磐石にし、一体となって成長力と収益力の強化に取り組んでいくことが、対象者の継続的な企業価値向上には不可欠だという結論に至ったとのことです。

② 本公開買付け後の経営方針

ユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付け後も対象者の経営の自主性を尊重しながら連携を強化する方針です。また、本公開買付け後の対象者の経営体制・取締役会の構成については、ユニー・ファミリーマートHDより対象者に取締役1名以上を派遣予定ではありますが、それ以外には、その他の人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、今後協議して参ります。

なお、上記ユニー・ファミリーマートHDより受け入れる予定の取締役候補者とは別に、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、対象者の創業者である安田隆夫氏を対象者の非常勤取締役候補者とすることを決議しているとのことです。かかる役員の変動の詳細につきましては、本日付で対象者が公表した「商号の変更のための定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

ユニー・ファミリーマートHDは、対象者との間で、本日付で本株式譲渡契約を締結しております。詳細については、下記「II 子会社の異動を伴う株式の譲渡」をご参照ください。

(4) 本公開買付けに関連して実施された措置

本日現在において、公開買付者は、本公開買付けに関連して、以下に述べる措置を講じております。

① ユニー・ファミリーマートHDにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立した第三者算定機関として、ユニー・ファミリーマートHDのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。なお、野村証券は、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、ユニー・ファミリーマートHDは、野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村証券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、ユニー・ファミリーマートHDは、野村証券から平成30年10月10日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得致しました。

本株式価値算定書の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した法務アドバイザー及び財務アドバイザーからの助言

対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、外部の財務アドバイザーとして株式会社みずほ銀行及びSMB C日興証券株式会社を選任し、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点等に関する助言を受けているとのことです。

③ 対象者における取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの目的及び背景」に記載の理由から、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

なお、本日における上記決議に係る取締役会には、対象者の取締役 13 名（うち社外取締役 4 名）の全員が参加し、取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により決議されているとのことです。

また、本公開買付けは、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと等一定の事項を前提条件として開始される予定であり、公開買付者の詳細を含め、本公開買付けの内容については、本日現在一部未確定の部分があるため、対象者の取締役会は、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議を行う予定とのことです。

なお、本公開買付価格については、ユニー・ファミリーマートHDが本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であることから、対象者は、本公開買付価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保することを決議しているとのことです。そのため、対象者は、本公開買付けにあたり、第三者算定機関から独自に株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付価格の妥当性を検討していないとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

ユニー・ファミリーマートHDは、上記「(1) 買付け等の目的」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び本公開買付け後の経営方針」のとおり、本公開買付けにより、対象者の総株主の議決権の数の 20%以上を保有し、対象者をユニー・ファミリーマートHDの持分法適用関連会社とする予定です。

本公開買付けにより対象者の総株主の議決権の数の 20%を取得できなかった場合には市場動向等に照らし、市場取引等の方法により対象者株式を追加的に取得する意向ではあるものの、現時点では詳細は未定です。かかる追加取得の一環として、公開買付者は、対象者の主要株主である筆頭株主のDQ WINDMOLEN B. V.（保有株式数 23,407,000 株（所有割合 14.71%）、以下「貸主」といいます。）との間で、本公開買付けの結果に応じて、公開買付者が、対象者株式を借入れ、当該株式に係る議決権を保有することを検討しております。なお、当該借入れを行う場合、借入れの実行後市場取引等の方法により対象者株式を随時取得したうえで、貸主に返還していく予定です。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、ユニー・ファミリーマートHDは、公開買付者を通じて、買付予定数の上限を 32,108,700 株（注）（所有割合：20.17%）として本公開買付けを実施する予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所における上場が維持される予定です。

（注）本公開買付けにおける買付予定数の上限（32,108,700 株（予定））は、対象者有価証券報告書に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（158,193,160 株）に同日現在の新株予約権（9,791 個）から平成 30 年 7 月 1 日以降同年 10 月 10 日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使（3 個）及び消滅（9 個）による減少（計 12 個）を除いた数の新株予約権（9,779 個）の目的となる対象者株式の数（979,200 株）並びに上記において行使された新株予約権（3 個）に付与された対象者株式の数（300 株）及び今後の新株予約権の新規発行可能性を勘案した一定の株式数（1,393,400 株）を加算し、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,633 株）を控除した株式数（160,561,427 株）に対して、20.00%（対象者の総株主の議決権の数に対して 20.30%）に相当する株式数としておりますが、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において入手可能な最新の数値を踏まえ、最終的な買付予定数の上限を決定する予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | | |
|---|---------------|---|
| ① | 名 称 | 株式会社ドンキホーテホールディングス |
| ② | 所 在 地 | 東京都目黒区青葉台 2-19-10 |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 兼 CEO 大原 孝治 代表取締役専務 兼 CAO 吉田 直樹 |
| ④ | 事 業 内 容 | グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社の管理業務受託、不動産管理等 |
| ⑤ | 資 本 金 | 22,436 百万円 |
| ⑥ | 設 立 年 月 日 | 昭和 55 年 9 月 5 日 |
| ⑦ | 連 結 純 資 産 | 312,495 百万円 ※平成 30 年 6 月末現在 |
| ⑧ | 連 結 総 資 産 | 807,057 百万円 ※平成 30 年 6 月末現在 |
| ⑨ | 大株主及び持株比率 | CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENTS FOR DQ WINDMOLEN B. V. (14.80%) LA MANCHA HOLDINGS PTE LTD (6.38%) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (5.48%) 株式会社安隆商事 (5.23%) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (3.96%) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (3.76%) THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (2.38%) 公益財団法人安田奨学財団 (2.28%) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (2.04%) 株式会社ゆうちょ銀行 (1.71%) ※平成 30 年 6 月末現在 |
| ⑩ | 上場会社と対象者の関係 | |
| | 資 本 関 係 | 両社の間には、記載すべき資本関係はありません。 |
| | 人 的 関 係 | 両社の間には、記載すべき人的関係はありません。 |
| | 取 引 関 係 | 両社の間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| | 関 連 当 事 者 へ の | 該当事項はありません。 |

(2) 日程等

本公開買付けにつきましては、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと等（注）の前提条件が充足された場合に速やかに実施することを予定しております。ユニー・ファミリーマートHDは、上記の前提条件が充足された場合、公開買付者をして、速やかに、公開買付期間が20営業日から30営業日の間となるような日程で本公開買付けを開始せしめる予定であり、本日現在、平成30年11月上旬には本公開買付けを開始せしめることを目指しております。なお、本日現在で独占禁止法の審査手続等は完了しておりませんが、本公開買付けの開始までに又は遅くとも本公開買付けの開始後遅滞なく完了できる見込みです。仮にかかる見込みに変更がある場合には、本公開買付けの開始時期の延期又は公開買付期間の延長を行う場合があります。

（注）本公開買付けにつきましては、上記①のほか、②司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、③対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項に定める重要事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第167条第2項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、及び、④対象者又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを実施の前提条件としております。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金6,600円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

ユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立した第三者算定機関として、ユニー・ファミリーマートHDのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。

野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、ユニー・ファミリーマートHDは、野村證券から平成30年10月10日に本株式価値算定書を取得致しました。なお、野村證券は、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、ユニー・ファミリーマートHDは、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

| | |
|---------|-----------------|
| 市場株価平均法 | : 5,365円～6,050円 |
| DCF法 | : 5,352円～7,953円 |

市場株価平均法では、平成30年10月10日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値6,050円、直近5営業日の終値単純平均値5,746円（小数点以下四捨五入。

以下終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,610円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,365円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値5,498円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を5,365円から6,050円までと分析しております。

DCF法では、対象者から提供されユニー・ファミリーマートHDが確認した平成31年6月期から平成35年6月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成31年6月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を5,352円から7,953円までと分析しております。

なお、本取引及び本譲渡の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に算出することが困難であるため、上記、DCF法の算定の基礎となる事業計画には加味しておりませんが、本譲渡によりユニーが対象者の完全子会社となる前提を考慮しております。

ユニー・ファミリーマートHDは、本株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、平成30年9月上旬から同年10月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本日、本公開買付け価格を6,600円とすることを決定致しました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年10月10日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値6,050円に対して9.09%（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,610円に対して17.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値5,365円に対して23.02%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値5,498円に対して20.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

平成30年9月上旬に、ユニー・ファミリーマートHDから対象者に対して、両社の関係強化のための公開買付けによる持分法適用関連会社化の提案をしたことを契機として、同年9月上旬、ユニー・ファミリーマートHDは、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築しました。

その後、ユニー・ファミリーマートHDは、平成30年9月上旬から同年10月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、平成30年10月上旬には、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者は、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を持分法適用関連会社とすることによって、両社の関係を更に強化し存在感のある流通グループを育てていくことで、共同での商品開発、仕入れ、販促を更に進めていくほか、データマーケティングや金融サービス、海外展開等の分野でも協業を進め、両社の中長期的な企業価値向上を図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。その後、平成30年10月9日に、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者に対して、本公開買付け価格を6,600円とすることを含む本公開買付けの条件の概要について提案を行いました。そして、本日開催のユニー・ファミリーマートHDの取締役会において、対象者の持分法適用関連会社化を目的とした本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付け価格を6,600円とすることについて決定致しました。

（i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

ユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立した第三者算定機

関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、野村證券から平成30年10月10日に本株式価値算定書を取得致しました。なお、ユニー・ファミリーマートHDは、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 : 5,365円～6,050円
 DCF法 : 5,352円～7,953円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

ユニー・ファミリーマートHDは、本株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえて、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を6,600円とすることを決定致しました。詳細は、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

ユニー・ファミリーマートHDのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-----------------|----------|-----------------|
| 32,108,700株（予定） | －株 | 32,108,700株（予定） |

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（32,108,700株（予定））以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が、買付予定数の上限（32,108,700株（予定））を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間の末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 0個 | (買付け等前における株券等所有割合 0%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 未定 | (買付け等前における株券等所有割合 未定) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 321,087個 | (買付け等後における株券等所有割合 20.17%) |

| | | |
|------------------------------|-------------|-----------------------|
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 未定 | (買付け等後における株券等所有割合 未定) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 1,581,706 個 | |

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの開始までに調査の上、開示する予定です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」には、対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び対象者の新株予約権の行使により発行又は交付される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の発行済株式総数(158,193,160株)に同日現在の新株予約権(9,791個)から平成30年7月1日以降同年10月10日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使(3個)及び消滅(9個)による減少(計12個)を除いた数の新株予約権(9,779個)の目的となる対象者株式の数(979,200株)及び上記において行使された新株予約権(3個)に付与された対象者株式の数(300株)を加算し、同日現在の対象者が所有する自己株式数(4,633株)を控除した株式数(159,168,027株)に係る議決権の数(1,591,680個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び公開買付者の「買付け等後における株券等所有割合」には、対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の発行済株式総数(158,193,160株)に同日現在の新株予約権(9,791個)から平成30年7月1日以降同年10月10日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使(3個)及び消滅(9個)による減少(計12個)を除いた数の新株予約権(9,779個)の目的となる対象者株式の数(979,200株)及び上記において行使された新株予約権(3個)に付与された対象者株式の数(300株)を加算し、同日現在の対象者が所有する自己株式数(4,633株)を控除した株式数(159,168,027株)に対して、20.17%に相当する株式数を、本公開買付けにおける買付予定数の上限とした場合の数値を記載しております。本公開買付けにおける最終的な買付予定数の上限は、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において入手可能な最新の数値を踏まえ、最終的な買付予定数の上限を決定する予定です。

(7) 買付代金 211,917,420,000 円 (予定)

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(32,108,700株(予定))に、本公開買付価格(6,600円)を乗じた金額です。

(8) その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日その他買付け等の条件及び方法については、決まり次第お知らせ致します。なお、公開買付代理人は野村証券を起用する予定です。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①本公開買付けへの賛同

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの目的及び背景」及び「(4) 本公開買付けに関連して実施された措置」の「③対象者における取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載のとおり、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、取締役全員(監査等委員を含む。)の一致により、本日時点に

おける対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねることについて決議を行ったとのことです。また、本公開買付けは、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと等一定の事項を前提条件として開始される予定であり、公開買付者の詳細を含め、本公開買付けの内容については、本日現在一部未確定の部分があるため、対象者の取締役会は、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議を行う予定とのことです。

なお、対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリースをご参照ください。

②本株式譲渡契約

ユニー・ファミリーマートHDは、対象者との間で、本日付で本株式譲渡契約を締結しております。詳細については、下記「II 子会社の異動を伴う株式の譲渡」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

5. 当期業績予想

本取引が、当社の平成31年2月期における連結業績に与える影響につきましては、現在精査中ですが、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表致します。

II 子会社の異動を伴う株式の譲渡

1. 株式の譲渡の理由

上記「I 本公開買付けの開始予定」の「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの目的及び背景」をご参照ください。なお、本譲渡の検討に際し、ユニー・ファミリーマートHDは、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして野村証券及びGCA株式会社を選任しております。

2. 異動する子会社（ユニー）の概要

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| (1) | 名 称 | ユニー株式会社 |
| (2) | 所 在 地 | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 佐古 則男 |
| (4) | 事 業 内 容 | 衣・食・住・余暇にわたる総合小売業のチェーンストア |
| (5) | 資 本 金 | 10,000百万円（単体）（平成30年2月20日現在） |
| (6) | 設 立 年 月 日 | 平成24年2月16日 |
| (7) | 大株主及び持株比率 | ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社 60.0% 株式会社ドンキホーテホールディングス 40.0% |
| (8) | 資 本 関 係 | 当社は当該会社の発行済株式総数の60.0%を保有しております。 |
| | 上場会社と当該会社との間の関係 人 的 関 係 | 当社の取締役4名及び執行役員2名が当該会社の取締役を兼務しており、また、当社の監査役1名が当該会社の監査役を兼務しております。また、当社の子会社であるファミリーマートの従業員8名が当該会社に出向しており、また、当該会社の従業員9名が当社に出向しております。 |

| | | |
|--|------|---|
| | 取引関係 | 当社は当該会社と経営指導契約及び業務委託契約を締結しておりますが、本譲渡の実行に伴い、両契約は終了する見込みです。 |
|--|------|---|

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（日本基準）

| 決算期 | 平成28年2月期 | 平成29年2月期 | 平成30年2月期 |
|------------|-------------|--------------|-------------|
| 純資産 | 163,177百万円 | 108,785百万円 | 90,040百万円 |
| 総資産 | 560,255百万円 | 505,797百万円 | 438,389百万円 |
| 1株当たり純資産 | 815,885.71円 | 543,929.31円 | 450,204.06円 |
| 売上高 | 716,994百万円 | 699,822百万円 | 670,649百万円 |
| 営業利益 | 10,623百万円 | 13,866百万円 | 17,977百万円 |
| 経常利益 | 10,939百万円 | 13,925百万円 | 16,963百万円 |
| 当期純利益 | 2,541百万円 | ▲56,599百万円 | 9,265百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 12,707.60円 | ▲282,996.50円 | 46,329.98円 |
| 1株当たり配当金 | — | — | 3,387.94円 |

(注) ユニーは連結財務諸表を作成しておりません。ユニーの主要な子会社である株式会社UCS（以下「UCS」といいます。）の概要は以下のとおりですが、ユニーとUCSとの間には相応の取引があり、ユニーの連結経営成績及び連結財政状態は、ユニー単体及びUCS単体の財務数値の単純合算とは大きく異なりますので、ユニー単体の経営成績及び財政状態を記載しております。

(ご参考)

株式会社UCS

| | | |
|---------------------|----------------------------|---|
| (1) 名称 | 株式会社UCS | |
| (2) 所在地 | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 後藤 秀樹 | |
| (4) 事業内容 | カード事業及び保険リース事業 | |
| (5) 資本金 | 1,610百万円（単体）（平成30年2月20日現在） | |
| (6) 設立年月日 | 平成3年5月17日 | |
| (7) 大株主及び持株比率 | ユニー株式会社 100% | |
| (8) 上場会社と当該会社との間の関係 | 資本関係 | 当社の子会社であるユニーは当該会社の発行済株式総数の100%を保有しております。 |
| | 人的関係 | 当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼務しております。 |
| | 取引関係 | 当社の子会社であるユニーは当該会社との間で加盟店契約を締結し、顧客の同社発行カードの利用額に応じて手数料を支払う等の取引を行っております。 |

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（日本基準）

| 決算期 | 平成28年2月期 | 平成29年2月期 | 平成30年2月期 |
|------------|------------|------------|------------|
| 純資産 | 24,665百万円 | 24,216百万円 | 26,346百万円 |
| 総資産 | 144,611百万円 | 150,442百万円 | 148,843百万円 |
| 1株当たり純資産 | 1,311.47円 | 1,287.61円 | 1,400.83円 |
| 営業収益 | 19,500百万円 | 19,997百万円 | 20,103百万円 |
| 営業利益 | 3,837百万円 | 301百万円 | 3,381百万円 |
| 経常利益 | 3,840百万円 | 304百万円 | 3,835百万円 |
| 当期純利益 | 2,333百万円 | 19百万円 | 2,599百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 124.07円 | 1.03円 | 138.24円 |
| 1株当たり配当金 | 25円 | 25円 | — |

3. 株式譲渡の相手先の概要

上記「I 本公開買付けの開始予定」の「2. 買付け等の概要」の「(1) 対象者の概要」をご参照ください。

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

| | |
|---------------|---|
| (1) 異動前の所有株式数 | 120,000株 (議決権の数: 120,000個) (議決権所有割合: 60.0%) |
| (2) 譲渡株式数 | 120,000株 (議決権の数: 120,000個) |
| (3) 譲渡価額 | ユニーの普通株式 28,200百万円 |
| (4) 異動後の所有株式数 | 0株 (議決権の数: 0個) (議決権所有割合: 0%) |

5. 日程

| | |
|---|----------------|
| (1) 取締役会決議日 (ユニー・ファミリー マートHD/対象者) | 平成30年10月11日 |
| (2) 契約締結日 | 平成30年10月11日 |
| (3) 株式譲渡実行日 | 平成31年1月(予定)(注) |

(注) 独占禁止法上の待機期間及び審査期間が経過していること等を条件としております。

6. 今後の見通し

本譲渡が、当社の平成31年2月期における連結業績に与える影響につきましては、現在精査中ですが、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表致します。

(参考) 平成31年2月期連結業績予想(平成30年3月1日～平成31年2月28日)(平成30年7月12日公表分)及び前期連結実績(国際会計基準)

| | 営業収益 | 事業利益 | 税引前利益 | 親会社の所有者に 帰属する当期利益 | 基本的1株当たり 当期利益 |
|------------------------|------------------|---------------|---------------|----------------------|------------------|
| 当期連結業績予想 (平成31年2月期) | 百万円 1,270,200 | 百万円 77,300 | 百万円 67,100 | 百万円 40,000 | 円 銭 316.12 |
| 前期実績 (平成30年2月期) | 1,275,300 | 66,250 | 28,639 | 33,656 | 265.82 |

(注) 上記の予想は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は要因により大きく異なる可能性があります。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。このプレスリリースにおいて言及される財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。

公開買付者及びその関連者、並びに各ファイナンシャル・アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

このプレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社を含む関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社を含む関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。